

通所介護事業所規模の区分等調査票（Ｂ）

【令和４年１０月２日以後に指定を受けた（又は事業を再開した）事業所 又は
令和５年度の定員数を令和４年度と比較して２５％以上変更する事業所用】

記入担当者氏名			事業所電話番号	
事業所番号		事業所名		

- 1 令和４年度から令和５年度の利用定員数の変更率判定
(令和５年度の利用定員数を令和４年度と比較して２５％以上変更する事業所のみ記入)

令和４年度の利用定員 (a)	人	令和５年度の利用定員 (b)	人	$b \div a$ (c)	
-------------------	---	-------------------	---	-------------------	--

(記載要領)

- ① 令和４年度の利用定員(a)は、令和４年４月１日から令和５年３月３１日までの利用定員の平均を計算すること。
当該期間中の利用定員の延べ数(利用定員×営業日数)を、当該期間中の営業日数で割って、平均を出すこと。

(例) 令和４年４月１日から令和４年８月３１日まで定員２０人、令和４年９月１日から令和５年３月３１日まで
定員２５人で、営業日が毎日の事業所の場合、次のように計算する。
 $(20人 \times 153日 + 25人 \times 212日) \div 365日 = (3,060 + 5,300) \div 365日 = 22.904 \cdots \div 22$

- ② 令和５年度の利用定員(b)は、令和５年４月１日現在の利用定員を記入すること。

【判定】 $c \leq 0.75$ 又は $1.25 \leq c$ の場合 → ２以下に進んでください。
 $0.75 < c < 1.25$ の場合 → 調査票（Ａ）をご利用ください。

※ なお、前年度から定員を２５％以上変更することにより、事業所規模の区分が決定されるのは、年度が変わる際のみです。

- 2 令和５年度利用者数見込み

利用定員 (b)	×	90%	×	1月当たりの営業日数 (d)	=	平均利用延人員数 (e)

(記載要領)

- ① 利用定員(b)は、令和５年４月１日現在の利用定員を記入すること。
② 1月当りの営業日数(d)は、令和５年４月１日から令和６年３月３１日までの営業日数(休日を除いた日数)を12で
除した数を記入すること。

- 3 事業規模

※ 下記のうち、該当するサービスの事業規模記載欄に○印をご記入ください。

○通所介護事業所	事業規模区分記載欄
・上記の式の計算結果(e)が、750を超えなければ通常規模の事業所	
・上記の式の計算結果(e)が、900を超えなければ大規模の事業所(Ⅰ)	
・上記の式の計算結果(e)が、900を超えれば大規模の事業所(Ⅱ)	

注) 計算の結果、現在の規模と異なることとなった場合のみ、「介護給付費算定に係る体制等に関する届出書・変更届出書
及び別紙1」をこの調査票と併せて提出してください。

(様式は久留米市ホームページ(介護保険課)の様式集からダウンロード可能です)

提出期限：令和５年３月１５日(水) 必着